

寄付金の控除について

個人の場合 確定申告を行うことで寄付金の控除を受けることができます。

所得税の控除 「税額控除」か「所得控除」のいずれかを選択できます。

税額控除の場合…所得税額から差し引かれます。

$$\left(\text{寄付金額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円} \right) \times 40\% = \text{税額控除額}^{\ast 2}$$

所得控除の場合…課税前の所得から差し引かれます。

$$\text{寄付金額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円} = \text{所得控除額}$$

※1 所得金額の40%までが対象となります。 ※2 所得税額の25%までを限度とします。

住民税の控除

住民税も寄付金の控除の対象になり、兵庫県民であれば県民税から4%、神戸市民であれば市民税から6%、合わせて最大10%の控除が受けられます。詳しくは申告する市区町村へお問い合わせください。

たとえば 10 万円をご寄付いただいた場合 (兵庫県神戸市在住で課税所得金額 500 万円の場合)

$$\left(100,000 \text{円} - 2,000 \text{円} \right) \times 40\% = 39,200 \text{円} \text{ が所得税から控除}$$

$$\left(100,000 \text{円} - 2,000 \text{円} \right) \times 10\% = 9,800 \text{円} \text{ が住民税から控除}$$

➔ **実質的な自己負担額は 51,000 円！**

相続税

相続により取得した財産の一部または全部を大吉財団に寄付した場合、一定の手続きにより、寄付した財産には相続税が課税されません。また、遺贈(遺言によるご寄付)によるご寄付も相続税の課税対象外となります。

法人の場合 法人が寄付を行った場合、一定額を限度として損金算入することができます。

法人が寄付を行った場合、**一般の寄付金の損金算入限度額**に加え、**特別損金算入限度額**まで損金に算入することができます。損金算入できる金額の計算には、他の認定NPO法人、公益財団法人や公益社団法人等に対する寄付金も含まれますのでご注意ください。詳しくは最寄の税務署にお問い合わせください。